

防災・減災対策特別委員会会議録

平成30年7月20日

場 所 第3委員会室

平成30年7月20日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 南海トラフ巨大地震発生時における火災への対応について
2. 防災・減災に関わる人材育成の取組について

警察本部

1. 南海トラフ巨大地震発生時における警察本部の対応について

○協議事項

1. 県内調査（県南地区）について
2. 県外調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（10人）

副委員長	河野哲也
委員	緒嶋雅晃
委員	坂口博美
委員	丸山裕次郎
委員	後藤哲朗
委員	野崎幸士
委員	渡辺創
委員	来住一人
委員	有岡浩一
委員	武田浩一

欠席委員（1名）

委員長 中野廣明

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監	田中保通
危機管理局長 兼危機管理課長	高林宏一
消防保安課長	室屋利春

警察本部

交通規制課長	日高靖和
警備第二課長	久米田勇二
警備第二課災害対策官	後藤泰三

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	勝目花穂
政策調査課主査	深江和明

○河野副委員長 開会に先立ちまして、御報告申し上げます。本日は、中野委員長からの欠席の連絡が入っておりますので、私が委員長の責務を代行いたします。

なお、中野委員長ですが、8月中旬までの委員会への欠席届が提出されておりますため、その間に実施予定の県内調査につきましても、私の方で委員長の責務を代行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、防災・減災対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程（案）をごらんください。本日は、総務部と警察本部にお越しいただき、まず、総務部から、南海トラフ巨大地震発生時における火災への対応について、及び防災・減災に係る人材育成の取り組みについての概要説明をしていただきます。

続いて、警察本部から、南海トラフ巨大地震発生時における警察本部の対応についての概要説明を受けた後に、まとめて質疑、意見交換を行いたいと思います。

なお、さきの特別委員会におきまして、本日は、福祉保健部と教育委員会から概要説明を受ける旨、お伝えしていたところでございますが、ほかの委員会との調整により、9月の委員会にて概要説明をお願いしたいと考えておりますので、御了承ください。

質疑・意見交換後は、県内調査、県外調査等について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○河野副委員長 委員会を再開いたします。

本日は、委員長の中野が欠席のため、副委員長の私が委員長の責務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、総務部と警察本部においでいただきました。警察本部においでいただくのは初めてでございますので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の副委員長に選任されております延岡市選出の河野哲也です。本日欠席の中野委員長を含め、私ども11名がさきの県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために、努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

い申し上げます。

委員及び執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、総務部、続けて警察本部の順で、概要説明をお願いいたします。

○田中危機管理統括監 危機管理統括監、田中でございます。説明の前に、このたびの平成30年7月豪雨によりまして、亡くなられた方々と御遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された皆様が一日も早く、もとの生活に戻られることをお祈り申し上げます。

被災地への支援につきましては、現在、国や全国知事会、関係機関等と連携しながら対応しているところでありますが、本県からは、宮崎県警察本部が、広域緊急援助隊等を派遣しまして、救出・救助活動、行方不明者の捜索活動等を実施するとともに、保健師の派遣や、県内5つの市によります給水車の派遣等を実施しているところであります。

このほかの支援につきましても、被災地からの要請に応じて、速やかに対応してまいりたいと考えております。

本日は、お手元にお配りしております資料の目次にありますとおり、総務部からは、南海トラフ巨大地震発生時における火災への対応について、及び防災・減災に係る人材育成の取り組みについて、警察本部からは、南海トラフ巨大地震発生時における警察本部の対応について御説明をいたします。

詳細につきましては、総務部は、危機管理局長、消防保安課長、警察本部は、警備第二課災害対策官から説明させていただきます。どうぞ

よろしく願いいたします。

○室屋消防保安課長 消防保安課でございます。南海トラフ巨大地震発生時における火災への対応について御説明いたします。

特別委員会資料、総務部の1ページをお開きください。

まずは、過去の大地震時に発生した火災についてであります。

関東大震災では、焼損面積が約3,836ヘクタール、焼損棟数が21万2,353棟、発生時が昼の正午、かつ強風の中で木材家屋が密集していたために大災害となりました。

阪神淡路大震災では、焼損面積約83.6ヘクタール、焼損棟数は7,574棟で、緊急消防援助隊の設置のきっかけとなっております。

また、東日本大震災では、焼損面積は未確定ですが、津波火災のみで約74ヘクタールの説があり、火災件数は330件となっております。

平成28年の熊本地震では、火災件数は15件となっております、他の地震と比べて少なくなっております。

なお、下段には、糸魚川火災を記載しておりますが、強風で木造住宅密集地であったため、約3ヘクタールが焼損しております。

2ページをごらんください。

南海トラフ巨大地震に伴う本県の火災被害想定についてまとめております。

想定ケースが①、②とありますが、想定ケース①は、津波浸水域が大きく、想定ケース②は、地震動による強い揺れの範囲が大きいことを想定しております。

火災による焼失棟数につきましては、県内全体では、冬の18時における被害想定が最大となっており、想定ケース①では約3,100棟、想定ケース②では約3,300棟となっております。また、火

災による死傷者数につきましては、県内全体では、冬の18時における被害想定が最大となっており、想定ケース①では、死者約170人、負傷者約270人、想定ケース②では、死者約200人、負傷者約300人となっております。

次に、3ページをお開きください。

南海トラフ巨大地震時に発生する火災の特色につきましては、まず、(1)津波火災の発生があります。津波火災は、浸水域で発生する火災であるため、消防車両による消火が非常に困難になります。また、津波火災は、定量的想定が困難でありますので、数値化された被害想定はございませんが、県の被害想定では、中ほどの表にございますとおり、漂流するガスボンベ、屋外オイルタンクなどから出火し、瓦れきから瓦れきに延焼する被害の発生が考えられております。

次に、(2)津波火災以外の地震火災の発生があります。地震火災は、地震の揺れによって発生する火災であるため、通常時の火災と異なり、①県内全域で同時多発的に火災が発生し、かつ、火災以外の多種類の災害も発生、②消防水利の確保の困難化、③火災現場への通行の支障、④電気配線の破断等を原因とする電気火災の発生率が高い、⑤産業施設における火災が発生するなどの特色があります。

4ページをごらんください。

ここからは、南海トラフ巨大地震時に発生する火災の課題と対策についてであります。

地震火災においては、先ほどの5つの特色を踏まえ、事前対策や応急対策が必要となります。すぐ下の表にありますとおり、地震火災対策のハード対策としましては、県土整備部の所管となりますが、地震・津波災害に強い都市構造の構築、木造住宅の耐震化促進、ブロック

塀の安全対策などがあり、ソフト対策としましては、避難訓練等の実施、消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置などが挙げられます。

まず、(1) 同時多発的に火災が発生し、かつ、火災以外の多種類の災害が発生することへの対応についてでございますが、課題としましては、火災が県内全域で多数発生する可能性があり、また、消防が対処すべき災害が火災だけにとどまらないため、消火に要する人員の不足が予想されます。対策としましては、宮崎県消防相互応援協定による県内応援体制の確保や、緊急消防援助隊による全国的な広域応援体制の確保により対応することとしております。

なお、緊急消防援助隊につきましては、毎年各ブロックごとに実働訓練を実施しており、来年度は本県高原町で九州ブロック訓練が実施予定となっております。

次に、(2) 消防水利の確保の困難化への対応についてでございますが、課題としましては、強い地震動により、水道管に被害が生じたり、貯水槽の損壊等が発生することにより、消防水利が不足する可能性があります。対策としましては、地震火災の際の消火用水を確保するため、市町村が行う耐震性貯水槽の整備促進などに取り組んでおり、平成29年4月までに県内855カ所に設置いたしました。

5ページをお開きください。

(3) 火災現場への通行支障への対応についてでございますが、課題としましては、火災現場までの道路や橋梁の損壊、瓦れきの発生等により、消防車両の火災現場への到着が困難となる可能性があります。対策としましては、県総合防災訓練で、消防、警察、自衛隊、国土交通省等、関係機関と連携した実働訓練等を行って

おります。

次に、(4) 電気火災の発生の対応についてでございますが、課題としましては、電気機器からの発火や停電復旧後に通電した際、ショートして発火するといった、電気火災が発生する可能性があり、地震火災の出火原因の約半分を占めております。対策としましては、避難時にブレーカーを落とすことの徹底、感震ブレーカーの設置などの出火予防対策に加え、各家庭における消火器の適切な操作による初期消火などの延焼防止対策について啓発・普及が必要と考えております。

特に感震ブレーカーの設置普及については、全国的にも普及率が低く、まず県民に知ってもらうことが重要と考えております。

初期消火が困難な場合は、火災に巻き込まれないような避難所にいち早く避難するという行動がとれるよう、防災訓練、防災講座等で県民に啓発を行ってまいりたいと考えております。

6ページに移りまして、(5) 産業施設における火災の発生への対応でございますが、課題としましては、危険物貯蔵所等の産業施設において、消火の困難な重油火災や化学火災等が発生する可能性があります。対策としましては、上から3つ目の点にありますように、危険物施設においては、各施設ごとに作成が義務づけられている危害予防規程において地震対策を盛り込むとともに、消火訓練、漏えい対策訓練を実施しており、旭化成の各工場では、地震に対するインターロックシステム（製造工程の緊急停止システム）を全工場で採用しています。

LPガスについては、各家庭で使用されているプロパンガスでは、液化石油ガス保安法により、震度5以上の地震を感知した場合に作動する遮断弁をガスメーターに内蔵することが義務

づけられています。また、都市ガスについては、宮崎ガスが該当しますが、震度5以上の揺れを感知した場合、大もとからガス供給が緊急停止されます。

化学火災発生時は、化学消防車による消火を行うこととなりますが、県内消防で対応できない場合、より高度の機能を有する部隊の派遣要請を行い、消火活動を実施します。

続きまして、別添資料の説明をいたします。7ページをお開きください。

7ページには、消防の任務と役割が記載してあります。

(2)をごらんください。県の役割は、市町村相互間の連絡協調を図ることが中心ですが、市町村の消防を支援するため、航空消防隊を設置することができることとされています。これが、本県では防災ヘリ「あおぞら」となります。

(3)市町村の役割は、当該区域内の消防に関する責任を有し、消防力については市町村が保有しています。

(4)消防庁の役割は、消防力は市町村に属しているため、消防庁の役割は、制度の企画立案が主たるものであり、市町村消防への関与も技術的助言が中心ですが、消防庁長官は、緊急消防援助隊を出動させることができます。

次に、8ページをごらんください。

8ページから9ページには、緊急消防援助隊の最近の主な活動、部隊の活動及び登録数、出動計画等を記載しております。

9ページをお開きください。

(2)の出動計画にありますとおり、南海トラフ巨大地震発生時、本県には島根県、長崎県の部隊が即時に応援出動いただけることとなっております。

次の10ページには、県内各消防本部、県内各

消防団の消防車両数や「あおぞら」、そして、広域消防応援体制についてまとめております。

資料の説明は以上であります。

○高林危機管理局長 11ページをお開きください。

防災・減災にかかわる人材育成の取り組みについて御説明いたします。

初めに、1、消防団員についてでございます。

まず、(1)確保対策につきましては、消防団は、平成25年に制定されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」におきまして、地域の防災力のかなめとして位置づけられております。

県では、団員の確保を図るため、市町村と連携し、次の事業を実施しております。

①「消防団に新しい力を！」の事業では、消防団の活動を知っていただくために、女性消防団員活性化大会の実施による、女性消防団活動の紹介、消防団広報誌の発行やテレビのCM等により、広報啓発活動を実施しております。

②消防体制強化支援事業では、消防団の活動が充実するよう、消防団の装備充実、大規模災害に対応できる消防力の強化などのために、活動服、小型動力ポンプ、ポンプ積載車等の購入に対しまして補助をしております。

続きまして、消防団員へのメリットとなる事業といたしまして、③学生消防団活動認証制度では、消防団員として地域貢献をした大学などの学生に対しまして、市町村が証明書を発行し、就職活動が有利となるよう支援をしております。宮崎市、都城市、延岡市、日南市、綾町で導入をしております。

また、④消防団協力事業所表示制度、⑤消防団応援の店事業を実施して、消防団員を支援しているところでございます。

次に、(2) 団員への教育・訓練等についてでございます。

①消防学校における教育につきましては、教育内容と参加者数をその下の表に取りまとめております。表の下から2番目になりますが、夏期移動消防学校の参加者数の減少についてでございますが、平成27年度まではメインとなります消防操法の講義を行っておりましたが、平成28年度からは、消防学校で操法指導員養成研修を受講した消防本部の消防職員が、操法指導することとなりましたので、参加者数は大幅に激減しているところでございます。

12ページをごらんください。

②消防本部による消防団員への訓練等といたしましては、規律訓練、無線運用訓練、舟艇訓練、資機材取り扱い訓練、心肺蘇生法講習等を実施し、消防本部と消防団の連携を強めております。

次に、(3) 宮崎県消防操法大会につきましては、消防団員の消防操法技術の錬成及び士気の高揚を図るため、2年に一度県大会を実施しており、今年度は8月25日土曜日に、県消防学校で実施予定でございます。

次に、2、自主防災組織についてでございます。

まず、(1) 自主防災組織に対する研修につきましては、県全体の防災力の向上を図るためには、共助となる自主防災組織の育成が重要となりますことから、県におきましては、自主防災組織の構成員や自主防災組織を担当する市町村職員等を対象とした研修を実施しているところでございます。

自主防災組織を対象とした研修といたしましては、自主防災組織の役割や自助・共助などをテーマとして、毎年県内4カ所で実施をしてい

るところでございます。また、市町村担当者を対象とした研修といたしましては、避難勧告や指示、避難行動要支援者への対応などをテーマに実施をしたところでございます。

次に、(2) 自主防災組織活動の充実につきましては、自主防災活動の充実を図るため、市町村と連携しながら、自主防災組織の育成や資機材の整備の支援に取り組んでいるところでございます。

下の表にありますとおり、自主防災組織数は、平成29年度で2,347組織、活動カバー率は83.9%となっているところでございます。

13ページをお開きください。

3、防災士についてでございます。

まず、(1) の防災士の養成につきましては、地域の防災リーダーとなる防災士の養成に取り組んでいるところであり、平成20年度以降は、県が特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士養成研修機関としての認証を受けて、防災士養成研修に取り組んでいるところでございます。

なお、防災士数は、表のとおり、平成30年4月末で4,196人、人口10万人当たりでは385.3人で、全国5位となっているところでございます。

次に、(2) 防災士の資質向上等につきましては、防災士が地域のリーダーとして活躍できるよう、特定非営利活動法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、資格取得者へのフォローアップのため、知識や技能の向上を図る研修の実施を初め、一般県民の方にも御参加いただきながら、防災講演や活動事例発表などを実施しているところでございます。

研修の実績につきましては、下記の表のとおりでございます。

次に、(3) 防災士による普及・啓発活動につ

きましては、県防災の日に実施しております「宮崎県防災の日フェア」において、宮崎県防災士ネットワークの皆様に対象とする防災知識の普及・啓発などを実施していただいております。

このほか、②にありますように、防災士を地域防災訓練や研修会等に派遣する防災士出前講座を実施しており、昨年度は124回の派遣、1万367人に受講していただいているところでございます。

14ページをごらんください。

4、企業・県民の防災力向上の取り組みについてでございます。

（1）企業・団体への普及啓発につきましては、防災への取り組みを深めていただく必要がある分野の関係者を対象として研修を実施しているもので、平成27年度は、女性消防団員や一般県民などの女性を対象としたセミナーを開催し、28年度以降は、観光関連事業や医療関係に従事されている方を対象としたセミナーを開催したところでございます。

最後に、（2）県民への普及啓発につきましては、県民への防災知識の普及等を図るため、年間を通じて啓発イベント等を実施しております。

主なものとしましては、①宮崎県防災の日フェア、②災害への備えキャンペーン、③県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」、④防災セミナーのほか、⑤に記載の県庁見学や出前講座による県民への普及啓発に取り組んでいるところでございます。

今後とも、自助・共助による県民の防災力向上を図るため、自主防災組織や防災士の育成、県民の防災意識の向上を図るための啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤警備第二課災害対策官 警察本部警備第

二課災害対策官の後藤です。よろしく申し上げます。

資料の説明に入る前に、災害に対する警察の基本姿勢を申し上げます。

警察の責務は、警察法第2条に、個人の生命、身体、財産の保護に当たると規定されておりまして、災害に対する警察の最重要任務は人命救助であり、それを中心とした災害警備活動を強力に推進することとしております。

それでは、資料に基づきまして、説明させていただきます。警察本部資料の1ページをごらんください。

第1は、発生時における警備体制であります。災害に対する県警察の対応といたしましては、災害の規模に応じて警戒体制、非常体制、緊急体制の3つの体制を構築することとしております。

大雨洪水警報などが発令される場合には、警戒体制をとり、警察本部、警察署ともに、警備連絡室を設置し、情報収集などを行います。

次に、県内で相当な災害が発生するおそれがあるときは、非常体制をとり、警察本部、警察署ともに、乙号警備本部の体制に移行し、部隊編成を行い、災害に対応します。

さらに、甚大な被害が発生するおそれがある場合は、緊急体制をとり、甲号警備本部を立ち上げ、県警察を挙げて対応することになります。

このように、段階的に体制を拡大していきませんが、東日本大震災に相当する災害や今後予想される南海トラフ地震などに対しましては、当然緊急体制をとりますが、甲号警備本部の体制では、的確な対応が困難になることが予想されることから、県警察最大規模の警備体制であります拡大甲号警備本部を警察本部に設置し、警察本部長以下、143名体制で対応することになり

ます。

東日本大震災以前は、最大規模の警備体制は甲号警備本部の本部長以下75名体制でしたが、東日本大震災では、甚大な被害情報の収集や分析、また、他の都道府県警察からの応援部隊の受け入れや任務表など膨大な業務となりましたことから、その教訓を受け、本県警察では、南海トラフ地震発生時に予想される膨大な業務に対応するため、拡大甲号警備本部の体制を新たに設置することとし、警備体制を大幅に拡充したところであります。

このように、災害が発生した場合には、警察本部と警察署が連携して情報を収集、集約、分析し、発生直後に的確な災害警備活動を実施するため、いち早く警備本部を立ち上げ、警備体制を確立することとしております。

次に、災害警備部隊についてであります。

警察では、災害や事件、事故に迅速に対応するため、体力のある若手や中堅警察官で編成された第二機動隊を各警察署に設置しております。基本的に、警察署管内で発生した災害につきましても、各警察署の第二機動隊で対応することになりますが、大規模な災害であったり、署員が少ない小規模警察署管内で発生した災害には、1つの警察署では対応できない場合もございます。

このような場合を想定して、県警察では、直ちに県内全域の現場に出動し、的確な災害警備活動を展開することを目的として、平成8年10月、宮崎県警察災害警備先遣隊を発足させました。部隊編成は、資料のとおり、機動隊長以下187名体制であり、救出・救助活動や行方不明者の捜索活動を行うレスキュー班・7個班145名、緊急交通路の確保や道路状況の把握と部隊の誘導を任務とする交通班・6個班32名、ヘリによる

情報収集や救出・救助活動を任務とする航空班・1個班4名で構成されております。また、災害警備先遣隊は、宮崎を県央、県南、県西、県北の4つのブロックに分割して運用することにより、臨機応変に対応することができます。

資料の写真は、平成17年9月、宮崎県を襲った台風14号に伴う豪雨により、宮崎市小松地区に取り残された住民を災害警備先遣隊本部班が、舟艇を利用して、救出・救助している活動状況であります。

台風14号は、県下で14名の方が命をおとされるなど、県内全域において甚大な被害をもたらしました。このため、全警察署がそれぞれの管内で災害警備活動を行ったため、ブロック運用はできませんでしたが、警備部機動隊と管区機動隊で構成する本部班を最大限に活用し、宮崎市小松地区、高岡町、延岡市などにおいて、合計82名の住民を救出しております。

なお、平成17年9月の台風14号の災害以降、災害警備先遣隊が出動するような、県内における大規模な災害は発生しておりません。

資料2ページをごらんください。

ここからは、県外の派遣部隊について説明いたします。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、大規模災害に対する警察活動に対して多くの教訓を残しました。その教訓を踏まえまして、高度な救出・救助能力と自活能力を持つ災害警備の専門部隊として広域緊急援助隊が全国警察に設置されました。当初、この部隊は、警備部機動隊、管区機動隊の隊員の中から選抜された高度な救出・救助能力を持つ警備部隊、緊急交通路の確保や各種交通対策などを行う交通部隊、多数死体の検視や遺族支援などを行う刑事部隊から編成されておりました。

その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生しました。東日本大震災では、全国警察から、被災地の岩手、宮城、福島県の3県に多数の警察官が派遣され、救出・救助活動が展開されましたが、本県警察も、広域緊急援助隊を初め、応援部隊を東北3県に派遣しております。

東日本大震災では、深刻な津波や原子力災害によって、災害対応が長期間を要するなど、従来の警察活動を大きく超える活動が求められました。これらの反省・教訓から、資料のとおり、広域緊急援助隊の見直しを行い、即応部隊や一般部隊からなる警察災害派遣隊が設置されたところでもあります。

本県の広域緊急援助隊は、警備部隊、交通部隊、刑事部隊で46名体制でしたが、警察災害派遣隊の発足により、広域緊急援助隊を核とした即応部隊を89名体制に拡充しております。

即応部隊は、災害発生後、直ちに被災地に派遣される部隊であり、全国警察で約1万人の規模になります。これに対し、一般部隊は、災害の発生から一定期間経過した後に被災地に派遣される部隊として編成されております。

資料右下の写真は、平成28年熊本地震の際に、熊本県内において、道路の損壊状況を確認する宮崎県広域緊急援助隊交通部隊の活動状況です。また、資料の左下の写真は、つい先日の平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生した広島県呉市において、宮崎県広域緊急援助隊警備部隊が捜索活動を行っている状況です。

警察では、このように、大規模災害が発生した場合には、全国警察が一丸となり、迅速・的確に対処できるよう警備体制の整備を行っておりますことから、宮崎県において、南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合には、当然全国各地から広域緊急援助隊を中心とした警察

災害派遣隊が県内に派遣されてくることとなります。

続いて、資料3ページをごらんください。

第2は、発生時における警察活動についてであります。

まず、防災行政の中における警察の災害警備活動の位置づけであります。警察が行う災害警備活動は、災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つの防災行政のうち、大部分が災害応急対策に属しております。具体的な警察活動について、資料の(2)に災害応急対策として記載しております。

まず、災害発生後は、冒頭に説明いたしました警備本部を直ちに警察本部と各警察署に立ち上げ、被災状況を把握するため情報収集を行います。具体的には、110番通報や各警察署からの速報、また、警察ヘリからの映像に加え、知事部局や各自治体との情報共有によって収集した被災地の被害実態を把握した上で、部隊運用などを行います。

休日や夜間に災害が発生した場合には、職員の非常招集、または職員みずからが非常参集するなどした上で編成された部隊を被災現場に派遣して、消防、自衛隊などと連携しながら、住民の救出・救助活動、行方不明者の捜索などを実施します。

また、地域住民の直近で活動する公安駐在所員は、これら活動とあわせて、災害危険箇所の警戒や、地域住民の避難誘導を行うこととなります。

さらに、警備部隊や他機関の緊急車両が被災地に急行するための緊急交通路確保、また、危険箇所に対する交通規制などを行うことにもなります。

以上が災害発生直後に行う初動警察活動であ

ります。その後、不幸にも災害で亡くなられた方の身元確認や御遺体の検視、あるいは被災地における窃盗事件や東日本大震災にも見られましたような、復興詐欺などの防止を目的とした犯罪の予防検挙活動、避難所の警戒活動なども行います。

また、被災地には、さまざまなデマや根拠のないうわさが飛び交うこともありますので、被災地の住民に対して正確かつ必要な情報発信を適宜行うことも必要であると考えております。

資料右上の写真は、平成29年7月の九州北部豪雨により、福岡県東峰村で発生した土石流現場において、本県の広域緊急援助隊が、熊本県の広域緊急援助隊や自衛隊と協力して、行方不明者の捜索を行っている状況で、その下の写真は、東日本大震災に派遣した本県の広域緊急援助隊刑事部隊が、宮城県女川町で検視、身元確認を行っている状況です。

さらに、その左の写真は、平成23年2月、新燃岳噴火の避難勧告に伴い、町民の方が避難された高原町のほほえみ館に女性警察官を派遣し、町民の方からの相談の受理や避難施設の警戒など、住民への支援活動を実施した際、支援施設に避難していた子供さんと女性警察官の交流状況を撮影したものです。

資料は、最後の4ページをごらんください。

第3は、防災・減災対策であります。

これまで、災害発生後の警察活動を説明してまいりましたが、一人でも多くの県民の命を救うためには、県民一人一人に危機意識を持っていただくことが重要となります。

そのため、県警察では、(1)にありますとおり、交番や駐在所に勤務する警察官を中心に、住民が参加する大小さまざまなイベントや集会において、防災講話を実施し、住民の「自分の

身は自分で守る」という意識の醸成に努めております。

また、(2)のとおり、自治体が設置した津波避難施設を利用し、住民参加型の実践的な避難訓練を実施することで、発生時における円滑な早期避難の実現に努めております。

円滑な早期避難を実現するためには、住民が避難施設の位置を知っておく必要があります。県警察では、地域警察官が実施する巡回連絡などを通じ、津波による浸水地域の告知や津波避難施設の教示などを行い、住民の早期避難と警察官による的確な避難誘導を実現するため、

(3)のとおり、各交番や駐在所に津波避難マニュアルなどの関係資料を整備しております。

(4)は、警備部隊による実践的な警備訓練の実施についてです。津波などで逃げおくれた要救助者を一人でも多く救出するため、救出・救助部隊の中核となる広域緊急援助隊や緊急災害警備隊、さらには災害警備先遣隊の対処能力向上を目的として、実践的な災害警備訓練を継続的に実施しております。

一番下の写真につきましては、先月、えびの警察署の旧庁舎を利用して実施しました実践的な救出・救助訓練の様相であります。

資料による説明は以上であります。最後に今後の課題であります。

東日本大震災発災以降、県警察では、体制の整備など、さまざまな対策をとってきたところでありますが、現在、全国的には、大規模地震のみならず、大規模な水害や火山噴火など、さまざまな災害による甚大な被害が発生しております。これらの大規模災害に的確に対処するためには、既に申し上げましたとおり、迅速な警備体制の確立が必要となります。現在、県警察本部には、拡大甲号体制に即応できる常設の

警備指揮室が設置されておられません。

今後は、南海トラフ地震を含めた大規模災害に備えまして、100名を超える職員が直ちに活動できる警備指揮室の設置に向けた取り組みを行うとともに、全国で発生した災害における警察活動で明らかになった反省・教訓を参考とし、あらゆる災害に的確に対処できる警備体制を確立できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、南海トラフ地震発生時における警備体制及び警察活動について御説明いたしました。委員の皆様へ、引き続き警察活動に対する御支援、御協力をお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○河野副委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑ございましたら、御発言をお願いいたします。

○渡辺委員 津波火災についてお伺いします。先ほどの説明で、今までのいろんな災害の中でも数値化された実績や被害の規模はあんまりよくわからないという話と、県の想定の中でも予測の中に数値化して加えるのは難しい現状にあるというのは、わかりました。実際、東日本大震災のときの映像等が僕らの記憶にあって、それはもうかなり広域な被害で、しかも、通常の消防力が全く対応ができませんというようなことをこの資料の中でも書いてあるわけです。

ですので、踏まえづらく想定するのが難しいというのはわかりますが、その上で、例えば、今の県の被害想定の中には数値化はできないけれども、この津波火災による被害が相当大きく出るとみているのか、何らかもう少しこの位置づけがどのぐらいのものなのかというのを、ちょっと具体化して考えてみたいと思うんです。津波火災が必ず起こるのか、状況によって

必ずとは言えないかもしれませんが、起こり得て起こってしまう場合もあるのか、というのではなく、今、県が想定している2つの想定レベルの災害が起これば、津波火災というのは、もうほぼ間違いなく起きて、それが一定以上の被害を及ぼすことは間違いのないというふうに見ている状況なのか、そのところの認識をもうちょっと具体的に伺いたいというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

○田中危機管理統括監 委員おっしゃいましたように、大規模な津波が発生した場合には、当然ながらこういった津波火災というのは発生するものと考えております。その規模がどのくらいになるかは、なかなか難しいところはあるんですけども、そこら辺も、我々今後ともいろいろと研究していきながら、できるだけ対応できるようにしていきたいと思っております。

○渡辺委員 基本的な考え方の確認なんです。津波火災というのは、もう発生してしまったら、基本的にはなすすべなし、要するに、自然に燃え尽きて火が消えるという状況を待つしかないのか。混乱はいろいろあるけれども、備えている消防力の中で何らか対応のしようがあるというふうに考えるべきなのか。それって考え方が相当違うと思うんです。もう起きたらそれは仕方がないとあきらめるしかないものなのか、そこは基本的にはどう考えたらいいんでしょうか。

○室屋消防保安課長 津波火災につきましては、地震火災とはちょっと区別しておりまして、浸水域における火災ということでございますので、先ほどありましたように、混乱する状況がありまして、消防車両が現場に到達できないということが、かなりの場合想定されるというところでございます。そのような場合には、瓦れきから瓦れきに燃え移って消防車両が現場に行けな

いとなりますと、そのままもう燃え尽きるまで待つしかないという状況も考えられますけれども、そこに人がいなくて、周りに損害が及ばないということが確定できれば、上空からのヘリコプターによる消火が可能というふうに考えます。

○渡辺委員 もちろん確固とした想定ができないのはよくわかった上で、またお答えづらいというのもわかった上で聞いているんですが、今想定しているような地震によって起きる、津波の被害を受けていない地域での火災も多発する可能性が十分にある。浸水域でのそういう手の施しがたい状況での津波火災も起こるというときに、例えば、東日本大震災の実際の実例の中で皆さんが把握されている中では、限られた消防力の中で対応できるものを優先しなきゃいけないという場面も恐らくいっぱい出てきていたかと思うんですが、そういうときには、もうそういう判断をするんだと。例えば、地震火災のほうを優先するんだというのには、基本的な考え方があるというふうに理解をしていったらいんでしょうか。100%何でもできることが望ましいことは事実ですが、そうはいかないという現実がある中では、そういう考え方が基本的な考え方なんだと理解をしていいものでしょうか。

○田中危機管理統括監 ちょうどこの資料の3ページのところに、津波火災による被害様相というのを四角の中にまとめておりますけれども、津波火災の場合は、かなり対応が困難になると思っております。東日本大震災の際にも、いろんな映像等がありましたけれども、あの津波の中で、いろんなガスとか、発生したオイルとか、そこから発生しました火災に対しましては、なかなか消防力では対応が難しいと考えております。一番下のほうに書いておりますけれども、

道路の寸断等で到達できる可能性も低いと。また、仮に到達したとしても、なかなかこれについてはなすすべがなく、自然鎮火を待つというような状況になるのではないかと想定しております。

したがいまして、限られた消防力の中で、津波以外の火災に対応するということが中心になってくるのではないかと考えております。

○丸山委員 関連して、2ページで想定するケースで、燃えてなくなってしまう棟数が3,100棟とか3,300棟とか出ているんですが、これは市町村でも具体的にどの辺の市町村なのか、海沿いなのか、南海トラフに関連するのか、どの辺が多いのかという、具体的な市町村別の分布ができ上がっているのかをまず教えていただくとありがたいです。

○田中危機管理統括監 これは市町村別に出しております。今、手元に細かい数字がありませんけれども、ちょっと待ってください。

○高林危機管理局長 市町村別にも、個別の数字、内訳というのを抜粋しておりますして、建物被害等でありましたら、例えば、全半壊の棟数は、この想定が冬の18時ごろでございます。このときになりますと、火災でしたら、宮崎市で約2,200棟、内陸ですと都城では40棟とか、それぞれ沿岸部を中心に火災がおこるような形の数字が出ているところでございます。

○丸山委員 宮崎市が、今、二千何ぼかと数字を言われました。場所も、この辺が一番木造住宅が密集していて、危ないというような想定をされているのか、もしくは漠然とこういう数字が出ているというだけのイメージでいいのか、どっちなんですか。

○高林危機管理局長 この被害想定シナリオにつきましては、当初つくったときのものを調

べてみますと、大きな想定のもとに、あとは宮崎県の固定資産台帳のほうから、建物の状況等を勘案した形で分析したものというふうに聞いております。固定資産台帳には実際の建物等がございます。木造、非木造といろいろありますので、そういったのを分析した形でというふうに聞いております。

○丸山委員 ということは、具体的にどの地域が防火地域でとか、そういうのはなくて、木造とか非木造で分けて、木造のほうが燃えやすいから、その数字が上がっているというだけで、この地域が危ないよとかいうのを見ているわけじゃないというふうに理解していいですか。

○高林危機管理局長 済みません。私を見る中では、固定資産台帳の数字からということで、その辺が集中しているところについては、済みません、まだちょっと手元のほうに資料がそろっておりません。

○坂口委員 あれは最初は宮崎市あたりが想定したんです。そのときは、液状化とかいろんなそういったもの、リスクの高いところ、それから、発生戸数、倒壊戸数とか、それから、56年以前、以降とかいう耐震補強問題です。そんなのをある程度出して補強したけれども、問題は、その根拠となる数字、ここで何戸ぐらい倒れるだろうというのは、それは強度とか地盤の安定度とか揺れの強さから、ある程度科学的に出せるとは思うんですけれども、問題は、そのときにどこで火をふくかです。これを、1にするのか10にするのかで、死者も100人なのか1,000人なのか、1万人なのか、これ物すごくやっぱり定義のない数字だと思うんです。こんなものをひとり歩きをさせていいのかというのが一つ疑問なんです。

そこでなんですけれども、これ国、県、市町

村、それぞれがやっているのか、それとも、どこかがやったのをしんしゃくしているのか、こういった数字というのはどうなんですか。

○高林危機管理局長 これは、宮崎県地震津波及び被害の想定という資料を見たところでございますけれども、宮崎県の被害想定に当たっての基本的な考え方といたしましては、既に内閣府が発表しました南海トラフ巨大地震被害想定における考え方、算定手法を踏襲しまして、基礎となるデータの各種としましては、固定資産であるとか、インフラ等について、県内の詳細なデータを収集・整理し反映をさせて、こういった被害想定をつくったというふうに考え方のところに記載しているとおりでございます。

○坂口委員 だから、そこがそもそも根拠のない数字だと思うんです。全くといっていいぐらい根拠がないと思うんです、火災が何件発生するか、今度は発生した火災によって何人死ぬかという火災発生規模と死者との因果関係、相関関係、これも全くないように思うんです。だから、そこらをひとつ広報のやり方を間違ったら僕はだめだと思うんです。住民の危機管理意識によっては10倍ぐらい死ぬかもわからないです。

しかし、こんな数字入れたら、これはパニックになってしまうというような心理的なものが、その背景には内閣あたりにあったと思うんです。じゃあ10分の1ぐらい減らしたら、みんながたかをくくって家から出ませんなというものが一つあったと思うんです。だから、そこらをどうやるかというのが一つある。

それから、これをつくったとき全国一律でつくれば、そのまちによって、ベッドタウンだったり、あるいは企業タウンだったりする。働きにいつている場所で昼間起これば、昼間のほうがむしろそこは多いわけです。ベッドタウンだっ

たら、夜起これば、そこは圧倒的に夜が多いわけです。だから、あくまでもこれは仮の数字ですよということを前提で公表しておかないと、僕らこれ信じます。

だから、倒れる家、火災が発生する件数、その火災発生件数規模と死者との因果関係というのは、これは根拠がないって、根拠があれば説明してほしいんですけども、ないと思うんです。そこはまずどうなんですか。実際倒れてみないと、根拠の出しようがないと思うんです。

だから、そのこのところはいっておかないと、いつも土砂崩れで家の中で犠牲になるのが、僕が前1回質問したときの時点では、6割、4割だったんです。それが、今度は7割以上でしょう、家の中でというのは。これ逃げればほとんど助かる人たちです。そのこの広報のやり方を、すごく科学的な根拠に基づいた数字と住民がとったときは怖いんです。

恐らく、僕がその責任者となってこれを策定するとして、うちのまちがそういった地震なりに遭った、津波も来た、火災が出た、ここで10件の中で1人死ぬということを想定しようとしたとき、これはかなりな人数が死ぬことになるぞとなったら、これを公表したら町民はパニックになるぞと焦ると思います。やっぱり町の行政としての責任も物すごく出てきて、この対応というものに、とても対応できないぞというような心理が働くと思うんです。例えば、まちで四、五人死ぬ程度なら、対応は十分可能で、そんなに深刻に考えることはないなという心理が働くと思うから、これはあくまでも心理的なもので、どれぐらいが妥当だろうという、もう極端に言ったら、最初に500人ありきのような数字の設定だった可能性も、ある意味あるなということを僕はやっぱり払拭できない、この策定

した人の心理的なものを考えると。そこが、だから、どうなのか。科学的な根拠に基づいて、こういう地震でこういう津波が来れば、これだけ火災が起こるぞという想定に関し、今言われるような固定資産台帳を用いるような想定だったら、それはもう科学的ですよということを言っているようなことになると思うんです。だけれども、そうじゃないと思うんです。

だから、こんなに火災が発生させたら大変だぞと、宮崎県は県立病院のところに拠点病院、支援病院をつくったけれども、あそこには誰も行けないぞ、ヘリコプターも飛べないぞという数字が出てきたり、そこらが何なのかということです。こんなものを既成事実としてつくっていったら大きな間違いで、想定できたことを想定外ということで一挙に片づけられないときが来るんじゃないか。そこらの説明というのはちょっと難しいと思うんです。

そこをやっぱり頭に置きながら、あくまでもこの中の一つのこういったことをもとにした数字ではこうなんですよということ、でも実際起こってみたいとわかりませんということをおかないといけないのではと思うんです。僕が間違っていればいいんですけども。

○高林危機管理局長 今のお示ししたこの地震の火災の想定でございますけれども、収集した建物のデータに、各地点におきます頻繁風速を当てまして、延焼限界区域を設定して、阪神・淡路大震災時の出火率を乗じて焼失棟数を想定したものというふうな形で書いております。

○坂口委員 多分そうだろうと思うんです。それはたまたまそれだけだっただけのことで、これだけの規模でこれだけのものが焼けるということについては、何ら科学的根拠や合理的な説明というのは、その裏にないように思います。だか

ら、仮にあの程度の出火率になればという説明でいかないと。だけれども、小さい地震でも、これだけの出火があったこともありますよとか。だから、すごく幅が広いんだけど、これは阪神・淡路大震災のケースをやっぴり参考にした数字だということを言っておかないと。これすごく信頼性のある説明として僕らは受けますもんね。

だから、そこはちょっと違うんじゃないかと思うんです。恐らくつくった人は、やっぱりそれだけの数字を怖くてよう入れなかったり、あるいは想定をようやれなかったりということで、一つの事例として、過去のケースを持ってこようというだけのことで、でも、それは、例えば、液状化が起こる地域一つとっても全然違うでしょうし、ひょっとしたら、宮崎市あたりは、液状化は、阪神・淡路に比べれば物すごい少ないかもわからない。そうすると、こんな大規模な数字で、すごく大きい数字を出す必要もないかもわからない。だから、あくまでもこれを参考にすればという説明でいかないと、今のよう、資産台帳から緻密に積み上げた数字ですと言われると、ちょっと違うような気がするなと思うんです。

それと、さっきのように、そういったものの因果関係があるとかないというものがあれば、さっきの、人がいない何も無いところになると、消火活動を防災ヘリからでもできるんだけど、むしろ、逆にやっぱり宮崎市内でこういうことが起こればどうするのか。まず、県病院自体の浸水するんじゃないかと言われているところ、周りに火災発生が起こるような個人住宅の古い住宅、弱い住宅がたくさんあるんじゃないかと。でも何が起こってもここにはアクセスは確保するんだと。そこに人を運び込むんだと、

けが人でも何でも。だから、そういった計画というのが、僕はむしろ効果的じゃないかなと思います。やっぱり、あそこはちょっと対応できないという地域に区域もするんじゃないかと、どんなことがあっても、あそこを病院の建設って選んだんだから、選んだ責任において、そこへのアクセスというのは確保するんだということをやっぴりやっていくべきじゃないかなという気がするんです。どうなんですか。

○田中危機管理統括監 この被害想定でありますけれども、ある程度いろんな条件を踏まえた上での想定、ケースということで出しているところであります。おっしゃるとおり、実際には、いろんな場面、条件が違いますので、実際に起こるものは、このとおりになるとは必ずしも限らないということでもありますけれども、ただ、いろんなこういったケースの場合には、これぐらいの被害が発生し得るということでお出しをして、ある程度それに対して準備をしていきたいということを出しているというものでございます。

実際に、今後もいろんなケースが考えられますので、例えばハード整備も含めて、いろんな国土強靱化の観点からも、最悪の場面を想定しながら、ハード整備、ソフト整備ともに進めていきたいと思っております。

○坂口委員 くどさもありますけれども、やっぱりそういった漠然とし過ぎたもので、なってみなきゃわからないという前提条件のもとでの想定で、それはそれでしょうがないと思うんです。ただ、さっきから言いますように、ここだけはどういうことがあっても守るんだということはどう守っていくか、それをどう県土整備部なりやっていくか、またそこへのアクセスというのは絶対確保しろよということで、その周

辺に倒壊するおそれのある住宅、火災発生源になるような個人住宅があるとしたら、ここをどうやって、市なり県なりとして、そういったリスクから逃れるような住宅に建てかえてもらうのか、補強してもらうのかということ、やっぱり具体的に検討に入っていく、そのためのこれは計画なり資料であると。

そういった資料でないと、ただこの資料の説明というのは、さっき言ったように、想定を間違えていましたというだけのものにつながりかねない、その可能性というのは、僕は高いと思っています。

こういうことを言いましたけれど、3,000件と言ったけれども300件で終わりましたとなるか、5,000件になってしまいましたとなるか。宮崎市で500人の死者が出ると言ったけれど、この想定作業の中では、1,500人から100人ぐらいの範囲の中でずっと来たけれど、最終的に大規模震災による焼死者500人ということにおさめましたというふうに、現実的にそういう作業じゃないかなと思うんです。それ以外考えられないですもんね。そこに数字が積み上げられていって出たんじゃないから。

だから、それはそれで大切なことだけれど、問題はそういった状況の中で、守らなきゃなんないもの、それは何なのか。その後の救命なり、救急なり、復興なりにやっぱり効果を期すためには、絶対これは残さなきゃなんないというものをどう残していくかというところに結びつけるものでないとあんまり意味がないような気がする。こういう言い方って失礼ですけど、今のは説明もらって、それがどうしたのという域を出ないんです。それが何なんですかと。

だから、こうなるからということと、あくまでそれは一つの状況説明だけれどもということ

の中で、我々はこれを守りますということに行きつくための説明でないと、何かこの範囲内で協議していても、あんまり具体的に意味してくるものがないような気がして。これを各所管されているどこに、どうおろされて、何をまとめようとされているのか、何をやろうとされているのか。

○田中危機管理統括監 今委員がおっしゃったように、これは、いろんな条件をもとに想定したものでありますけれども、こういった一つのケースを踏まえながら、じゃあこういった場合はどうすればいいのかという、そこら辺を具体的に今後の対策に生かしていきたいと思っています。そのために、県土整備部とか病院局とか、いろんなところと意見を交換しながら、対応ができるように努力していきたいと思っています。

○丸山委員 関連もするんですが、次のページ、5ページに、火災の要因で、電気が通電した後にということが書いてあります。地震が起きたときにブレーカーを落として逃げるのが徹底されていないので、感震ブレーカーの普及率を上げれば、火災発生率が減少するということは想定できます。今、何%の普及率かわかりませんが、10%を50%まで上げれば火事の発生率が下がりますというようなことをPRしていけば、感震ブレーカーの普及にもっと使いやすくなるだろうし、逆に今、このブレーカーを普及するための方策として、県、また国として何かやられている事業があれば、教えていただきたいと思います。

今、現状がかなり低いということなんですが、宮崎県がどれぐらい低くて、どういう状況なのかも含めて教えていただくとありがたいです。

○室屋消防保安課長 感震ブレーカーの普及に

つきましては、平成25年の内閣府の調査で、全国で6.6%という数字がありまして、本県の数字は出ておりませんが、かなり低いというふうに見ております。

○丸山委員 県で出ていないというのは、どういう理由で出ていないのか。出せないものなのか、お願いしていないのか、抽出数が少ないからなのか、どういうことで出ないのかをまず教えていただくとありがたいです。

○室屋消防保安課長 この内閣府の調査の時点でのデータしかありませんので、その後、本県で調査したこともございません。この感震ブレーカーについて認知度が低いということがございますので、これについて、今後高めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 南海トラフの地震が来るというのは、我々もかなり危機感を持っているものですから、できれば、まず実態をしっかり県のほうで率先して調べていただきたいと思うんです。市町村を通じてお願いもしてほしいと思いますし、普及を本当に本気でやる気があるのかということなんです。今の状況じゃ何となくわからないものですから。感震ブレーカーを使っていたければ、火事が少なくなるというのが多分わかると思うんです。6.6%を50%に上げれば火災の発生率がかなり下がるんじゃないかというふうに想定できると思っているものですから、その辺の実態調査をまずやっていただきたいと思うんですが、そういう意気込みはないんでしょうか。

○室屋消防保安課長 県としましては、まず、感震ブレーカーについて知らない県民が多いと考えられますので、市町村や関係団体と連携して、普及啓発を図りたいと考えております。調査についても、今後するかどうか検討してまい

りたいというふうに思います。

○丸山委員 ぜひそれは早目にやっていただきたいと思います。大体、九電から売電もらっている各家庭が多いと思いますので、九電に聞けば、ある程度わかるんじゃないかなと思うんです。事業主とも相談しながらやっていくべきものじゃないかなと思っていますので、その辺の九電さんとかの話し合い、情報提供にお願いしたこともないということでもいいんでしょうか。

○室屋消防保安課長 ガスの場合は、事業者がガスを設置する際に一律にしますので、統一することが可能ですが、電気の場合は、消費者のほうで設置をいたしますので、それについては、九電でも把握はできないというふうに考えられます。消費者のほうをつけてくださいと言わないと、現状は設置ができないということですから、県におきましては、宮崎県電気工事業工業組合とも連携しまして、普及を図っていききたいと考えております。

○丸山委員 あとちなみに感震ブレーカーというのはコスト的には高いんですか安いんですか。

○室屋消防保安課長 感震ブレーカーはいろいろ種類がございます。分電盤タイプは、分電盤そのものを変えるとすると5万円から8万円、後づけ型になりますと約2万円、コンセントに設置するタイプですと5,000円から2万円、簡易タイプというのがありまして、これについては3,000円から4,000円程度。ただ、この簡易タイプというのは、物理的に簡単にいうと、ブレーカーにおもりをつけておいて、揺れると即時に落ちるというものですので、夜間にこれが作動しますと、電気が全部消えてしまい、避難が難しくなるという面もあるということでございます。

○丸山委員 それに対する国、県とか補助制度

はまだないというふうに理解してもいいですか。

○室屋消防保安課長 本県ではございませんが、他県では、市町村においてこの補助をしているという事業を行っているというふうに伺っております。

○緒嶋委員 これは、いずれにしても、いろいろ想定した中での議論になるわけで、本当に結果がどうかというのはなかなかわからんわけですが、やはり、宮崎県の場合は、個人の固定資産台帳で木造がどれだけあるかということの中で、やはり木造の場合は、耐震する構造に高めていって、それをもうちょっと行政が積極的にやらなきゃならん。今、宮崎県は、耐震の補助制度があるけれども、実際やっている戸数というのは少ないとですよ。それで、やっぱり耐震で耐えられれば、家が壊れなければ、火災になる率もやっぱり少ないわけでしょう。

それと、感電においては、漏電することによって火災になると思うんです。漏電ブレーカーとかの中で漏電することによって火花が出て、ある意味では火災になるんだから、漏電ブレーカーがあれば、ある程度火災は防げるんじゃないかなという気がせんでもないけれども、このあたりはどうですか。

○室屋消防保安課長 1番は、やはり避難するときに、ブレーカーを落としてから避難していただくというのが1番でございます。それをしていただくと、漏電というのは発生せず火災を防げるということで、それができない場合があるので、感震ブレーカーというものがあつたらいいというような位置づけになります。

○緒嶋委員 漏電ブレーカーの場合は、今は建築基準法の中で、そういう設備をせんとだめとか、新しい家は漏電ブレーカーをつけないと電気工事ができない、というふうになっておるじゃ

ろうと思います。だから、実際は、感震ブレーカーまでつける必要があるかどうかというのちょっと気にはなるわけです。感震ブレーカーをつけることはいいことだけれども、漏電しなければ火災にならんわけでしょう。

○室屋消防保安課長 火災の原因でございます。先ほどの漏電もそうなんですけれども、使っていた電化製品が停電で一旦とまりますが、通電したときに、その電化製品が動き出して、それが熱物だったりしますと、そこから電気ストーブですとか、その辺から発火するということも考えられます。

○緒嶋委員 それから、やっぱり土木。これは県全体の中で、やっぱり耐震力を高めておく必要があると思う。これは個人の財産においてもそう。そういうところで揺れても壊れなければ火災にもなりにくいわけだから、そういうものをどう高めていくか。

それと、たとえ火災になっても人が助かれば、私はある意味ではいいと思うとです。火災は仕方がない。しかし、人命をどう防ぐかということになると、津波の場合でも、避難タワーなんかになる。この前高知に行くと、500メートルおきに避難タワーができちよる。宮崎県はまだ5、6個しかできていない。市町村含めて、行政の中で、当面、避難タワーをいかに増やしていく努力をするか。避難タワーの数からいえば、宮崎県は恐らく日本で最低じゃないですか。そこ辺の実数は全国的にどうですか。もう高知県なんかは100個以上できちよると、宮崎県はまだ6個か7個やろう。

○田中危機管理統括監 宮崎県の津波避難タワーですけれども、基本的には近くに高台とか津波避難ビルとか、そういったものが近くにないところに整備するという方針でつくっております。

す。昨年度末で15基が完成をしております。31年度末までに23基を市町村で整備する。県も3基つくると。合計26施設ほど整備をするという予定になっております。

○**緒嶋委員** 高台があればというけれども、大体この高台というのは、どこからもって高台というのか、私よう知らんけれども、海拔何メートル以上が高台になるわけですか。

○**田中危機管理統括監** 一律に何メートル以上というのは恐らくないんですけれども、その地域地域によって避難できる場所があれば、そういったのをまず利用していただく。そういったところがないところについては、こういった津波避難タワーを整備しているということであり

○**緒嶋委員** 宮崎県で、そういう地形を考えた場合、避難タワーを何個つくる必要があるという想定はしていないわけですか。

○**田中危機管理統括監** 現在計画しておりますこの23基でカバーできるということでもあります。

○**緒嶋委員** 高台の問題もあるじゃろうけれども、23基でカバーできると。それならば、もう8,000人とか幾らとかが最低で亡くなるとかということも含めて、それは、8,000人はやむを得んという前提ですか。

○**田中危機管理統括監** 南海トラフでの人的被害の最初の想定は3万5,000人出ると。それを、住宅の耐震化とか早期避難をやっていただくことで8,600人まで下げると。さらに、こういった津波避難タワー等を整備することによって、限りなくゼロに近づけていきたいということでもあります。

○**緒嶋委員** 沿岸の市町村が10市町村ぐらいあるかな。極端に言えば、平均して3個ぐらいしか市町村に避難タワーができないという形で本

当に大丈夫かなという気が、率直にいたします。高知なんかに行ってみると、何かそういう不安がもう一番頭に浮かぶわけです。本当にそれで大丈夫かというのを、やっぱり再度その市町村とも十分検討してやらんと、私は本当に県民の生命、財産というか、生命を守るということの最低条件を保てんのじゃないかなという気がしてなるとです。だから、それで大丈夫ですか。

○**高林危機管理局長** 津波避難タワー以外に、民間が所有しているビルと協定をしまして、津波避難ビルというのも市町村で指定をしております。こういったところになりますと、沿岸市町村で655ほどビルがございますので、緊急の際は、そちらのビルのほうに避難をしていただくというような方策もとっているところでございます。

○**緒嶋委員** 問題は、住民がそのことを十分認識して、自分はそれぞれどこに避難すればいいかということ個人に十分認識させにや、私はいかんと思うとです。そこは、個人の自助努力。その自助努力によって避難するのが一番です。公的に「もう避難してください」って夜中にどんなに叫んでも、個人が避難しなければ人命は守れんわけだから、そういう意味での訓練というか、そういうものが、人命を守る最低限の保障になると思うとです。そういう訓練を当然やることによって連携する自助努力がやはり大事で、この津波とか地震対策では、もうそれ以外に本当はないと思っている。公助とか共助とかいうのは当然その次についてくることであって、最初は自助努力、その自助努力をどこまで認識させるか。そして、その避難タワーや避難ビルにどう自分たちが駆け込むか。

中には、障がいのある人をどうするかとか、いろいろそういうものを含めた、きめ細かなハ

ザードマップみたいなものをやっぱり徹底して明確にしておかんと、夜中に震度7とか来た場合には、私は、人命はどうにもならんのかなという気がするとです。その訓練をいかに高めていくか。やっぱり本番の場合には、訓練以上のことはできないというのが前提になっているわけです。それをどう高めていくかだというふうに私は思いますけれども、そのあたりは十分やっておられるのか。

○高林危機管理局長 今委員のおっしゃった啓発についてが一番重要だと思っております。私も改めて、家で宮崎市の一階マップを見ましたけれども、何か所も指定避難所というのがびしゃっと書いてありますので、こういったものをまず見ていただくということも必要ですし、自主防災組織、あと防災士の方も通じて、まずは自分が身を守るためにどこに逃げるかというのを、これからも広報、啓発をしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひそれ以外にないと思う。

○坂口委員 高知県がよく出るんですけども、高知県での地震発生から津波到達までの時間と、宮崎でのそれとが大まかに違うのかどうか。具体的には高知はちょっと時間がないんじゃないかということと、背後地がもう急峻な勾配の高い山ですよね。だから、限られた面積の中、限られた時間で避難しなきゃならんという前提条件がまず違うんじゃないかなと。僕は高知の事情はあんまり知らないんですけども、避難のリスクというか、避難のチャンスの短さというのか、そこのところはどんななんですか。

○高林危機管理局長 済みません。高知の情報については、ちょっと資料等手元にございませんけれども、本県のほうの想定でいきますと、最短到達時間が日南市で14分、串間市でも15分、

それと、宮崎市では18分とか、30分以内にとにかく津波が到達するような、短時間で到達するという形になっております。

高知県については、津波到達が最短で3分のところがあるというふうに聞いております。

○坂口委員 だから、そこら一つ違うと思うんです。だからなのかもわからんけれども、もう一つは、高知県は県民合意をとって、県民世論をつくって、津波対策に公共事業費をもう全てかけようとしている。道路整備も何も何年間かやりませんよという県民合意をとっているんです。そして、そこにあって、シェルターまでやっているんです。シェルターになると、それを閉めるタイミングを判断して閉める人まで決めている。次に入ろうとしたくても入れないという行為までさせようという世論、これは物すごい辛い仕事です。今閉めないと、もう中に逃げた者が犠牲になる。まだ外では、ぶら下がろうとしている人がいる。でも、お前はだめという判断をやってシェルターを閉める。そこまでの県民世論をとってまでやった。だから、そういう深刻な事情、それが3分だって思うんです。しかも、波は摩擦力で物すごい立ち上がりますから。波がずっと来て、その波の移動のエネルギーじゃなく摩擦エネルギーですから、相当かけ上がるはずですよ。30メートルぐらいかけ上げる。だから、事情が違っていたということと、だからこそやったというのは、これ県を擁護する意味じゃないんですけども、前提条件が違うんだという、客観的にいって、そこが一つあると思う。

今度は宮崎は、逆にいえば、10何分間にやられるわけでしょう。その中に民間のビルが何百もあると言われたよね。恐らく耐震補強をやった3階建て、4階建ての建物をことごとく指定

されたんだと思うんです。でも、そこへ10何分間、人が逃げる場所を目指して、あちこち移動するわけです。自分はどの道をどうやってどこに行けばいいのか、また、どこにあるとわかっていても、特に夜間だったら、どの道を行けばいいのか。その案内のための表示というのが、やっぱり僕は、宮崎は高知と違って今後は必要じゃないかという気がするんです。

せっかくそういった避難場所があるけれども、どこをどう行っていいのかわからなかったとか、人がたくさん逃げ始めたから俺も逃げたけれども、人よりは3、4分おくれたと。でも、そこを選べば、間違いなく目的地に最短時間で行ける、まだおくれてスタートした人も助かるんだという、そこは高知と逆で、宮崎はやっぱりそこは徹底してやっていかない。

せっかくそういう場所を持って、そこに到達できない人たちがたくさんいる。極端にいったら、一番最寄りの避難場所というのは、海に向かっていく場所にあるかもわかんない。しかし、海に向かってなかなかよう行かないです。逆に行ったがために、1、2分避難場所への到達がおくれてだめだったとか。だから、やっぱりそこをしっかりと最短で行けるようにしとかないといかんのじゃないかって。

この場所をこう逃げたら避難場所がありますよという標識を見ないです。

だから、せっかくハザードマップなんかで避難場所を把握してもらうんなら、ここに行くためには、こういう避難路やこの道が丈夫な道なんですよとか、この道は地震のときにすごくリスクがあって、周りには古いビルが倒壊したり、火災が発生する道なんですよとかいうことを、やっぱりこれから宮崎は高知と違って、そこを高知に先行してやっていく必要があるんじゃない

いかなという気がするんですけども。

○田中危機管理統括監 今回の件につきましては、この間の6月議会でも、武田委員のほうからも御質問いただきました。やはり、夜間ですとかに、避難ビル等へ安全に、確実に、迅速に避難できるようにするべきじゃないかということで、御質問をいただいたところであります。

県では、そういった避難路に外灯ですとか誘導灯、手すり、あるいは路面の補修など、そういったのに対しまして補助をしております、まだまだ進めているところでありますけれども、25年度から29年度までで91カ所、今整備を進めているところであります。まだまだこれについては不十分なところがありますので、これからも安全な避難ができるように整備を進めていきたいと思っております。

○坂口委員 その整備、自分としては気がつかないんです。だから、色とか形とかそういったもの、そして、夜間でも昼間でもいつでも対応できる、これは間違いなく地震のときの津波の避難路だということを、やっぱり県民が判断できるもの、いわば規格を統一したものがなきゃいけないか。それは例えば、道路の周りがある縁石の上に張ったりとか、それから、車どめのでっぺんに張ったり、そして、太陽光でエネルギーはいつも蓄えられて、LEDみたいなすごく省電力のもので発光できるような、というものを統一する必要があるんじゃないか。今言われた整備で、どこにどういった標識を立てられているかわからないけれども、やっぱり誰が見ても、ああこれはこういう信号だと、救急車のくるくる回る赤色灯を見れば、これは緊急車だとわかるように、何かやっぱりひとつ工夫が要るんじゃないかなと思うんです。本当、自分の認識不足だけれども、おお、そんな案内表示

がされているかなというのを、車で走っていたり、道を移動していても、結構気がつかないです。これがそうだというのは何か統一されているんですか。

○田中危機管理統括監 例えば、津波避難タワーとか避難場所のものについては、統一されたヒストグラムがありますけれども、例えば、誘導案内とかそこら辺まで統一できているかは、済みません、十分に把握しておりません。

○坂口委員 言われた、ここが避難場所というのは看板を見るんです。それは、もうみんなわかるから、そこにどうやって行くか。これをたどっていけば、そこに行くんだというものです。そこは統一しないと、あんまり意味がないんじゃないかなと思うんです。どういうものを見てからたどればいいのかというのを、避難する人がわからなければあんまり意味がないんじゃないかなという気がします。

○田中危機管理統括監 例えば、津波避難タワーの表示等につきましても、通し番号をつけたらどうかとか、いろんな御提案があります。それにつきましても、名称も、例えばちょっと番号をつけるとか、地域の場所をわかりやすくするとかいろいろありますので、それについては、また今後とも検討していきたいと思っております。

○坂口委員 わかりやすく共通して判断できるように整理してほしいということです。

○丸山委員 6ページの産業施設における火災の対応ということなんですが、このような危険物を取り扱っている施設が宮崎県内にはどれぐらいあって、東日本大震災を含めていろいろ改正され、いろんな取り組みをやっているということなんですが、全ての施設が、新しい基準に合致しているものなのかを教えてくださいとあ

りがたいと思います。

○室屋消防保安課長 全ての施設で実施されているということではなくて、一部の施設については、現在進行形で対処しているということでございます。

○丸山委員 どれくらいの施設があって、どれくらいの施設がまだ合致していないというのを、県は把握されているのか教えてくださいとありがたいと思います。

○室屋消防保安課長 耐震基準の適合につきましては、手元に資料はございませんが、調査は可能ということでございますので、調査して公開いたします。

○丸山委員 ぜひ、非常に重大なインシデントになる可能性があるものですから、早目にそういうのは対応していただければ、火災なり、そういうような事案を少なくできていると思いますので、しっかりこれは対応をするようにしていただきたいと思っております。これは民間が多分やるべきことなんでしょうけれども、民間は今どういう状況なのかを含めやっていただきたいと思っております。まず、全体的に、旭化成がやっているとか、今いいことだけしか言っていないので、やっていないこともしっかりフォローアップして行って、恐らく何年後以内には、ちゃんとやらなくちゃいけないというような形に誘導して行ってほしいなど、それをお願いしたいというふうに思っております。

○室屋消防保安課長 施設につきましては、今、委員御指摘のとおり、まだ対応中の施設については早急に対応するように指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○丸山委員 警察本部からの説明で、ちょっと言葉を忘れたのですが、今後の対応として常備

の何か室というか対策のようなものがまだ具体的にできていないというようなことだったんですが、既にもう各県では、そういう常備に対応できる箱物なのか隊員なのかよくわかりませんが、それがあのか、県警としては、今後そういうのをつくろうとした場合に、どんな構想を描いているのか。

また、今、県のほうで防災拠点庁舎をつくっていますけれども、あの中ではなくて、また全然別なイメージじゃないと無理なのかを含めて教えていただくとありがたいです。

○後藤警備第二課災害対策官 先ほどありました指揮本部のことについてだと思います。指揮本部につきましては、現在の状況は、警察本部の9階の講堂、大会議室があります。ここを平場の大会議室に、地震が発生したときに机をまず並べて、そして、各人員がパソコンなんか機材を持ってきて、いろんなモニターを張りつけて、恐らくこれが1時間ぐらいかかります。そして、それから、各警察署からの情報なんかを集約しますので、ちょっとタイムラグが発生してしまいます。

私どもが今望んでおりますのは、そういう百数十名体制の人間が、その場所に来て、すぐパソコンがその場に常備されている状況で取りかかると。非常参集、非常招集した所にすぐ取りかかれる警備指揮室をつくりたいというイメージを持っております。

この指揮室につきましては、やはり、警視庁なんかは常備しております、また県警の規模によっても常備しているところがありますが、やはり宮崎県クラスの小さい県警では、まだ常備されていないところがほとんどであります。

また、構想としましては、今後、老朽化したいろんな施設を建てかえるときに、そのワン

フロアを指揮本部としてつくらせていただいて、パソコンなんかも常設し、災害のときにしか役に立ちませんけれども、まだいろんな場面での使い道も考えまして、ワンフロア、パソコン、モニターなど、常設したやつを何とかその計画の中に入れ込みたいというところでもありますので、また、そのときには、御協力、御支援いただければというところをお願いいたします。

○丸山委員 そういう部屋をつくるのに、今1時間ぐらい時間がかかるということで想定しているということなんですが、それをつくる訓練とかはされたことはあるんですか。

○後藤警備第二課災害対策官 この非常招集訓練というのは年度初めにやっておりますけれども、今は防災の日とか秋口にも、少なくとも年2回は、一から立ち上げるというような形での訓練をしております。

○丸山委員 あとイメージがちょっとわかりづらいのは、今、県が防災拠点庁舎をつくっていますけれども、そことの連携はどんなイメージですか。恐らく防災拠点庁舎に警察本部も行くのかなというイメージを持っていたもので、そこではうまく同規模での行動ができないスペースだから、県警は県警として別につくらなきゃいけないというイメージでしかないのか、宮崎の状況だったら一緒になってもいいんじゃないかという議論はしたことがないのかを含めて教えていただくとありがたいと思います。

○後藤警備第二課災害対策官 防災拠点庁舎の建設につきましては、事前にやはり情報を共有いただいておりますけれども、やはり、警察の体制が143名ということで、いろんな警察施設のことから、交通から、刑事から、様々な分野にまたがって人数が膨大ですので、これにつきましては、あの防災拠点の中では活動が厳しい

んではないかという議論があったと思います。

県との連携につきましては、警察本部から県のほうにリエゾンといいまして、情報共有者を派遣しまして、そこから、直通での連携、電話になると思いますけれども、連携して警察の情報をこちらから与えて、またいただくという形での共有をしていくことになるということだと思います。

○**武田委員** 済みません、1つだけ。知事を中心に対策本部ができると思うんですが、今、ちょうど丸山委員が言われたように、消防、警察、それと自衛隊、これが入って、知事が中心となって指揮されるんでしょうけれども、この指揮命令系統はどのような感じになっているのか、教えていただくとありがたいです。

○**田中危機管理統括監** 大規模な災害が起きますと、県では災害対策本部というのを設けます。知事が本部長でございます。その中で、県の職員が入りますけれども、先ほどありましたように、関係機関には、リエゾンというかたちで入っていただいて、消防、警察、自衛隊等々と情報を共有しながら進めるということになっていきます。もちろん本部の中には、警察本部長も入っていただいておられますので、そういった意味で、知事を先頭に、そういった指揮命令系統で対応をするということになっております。

○**武田委員** 今、警察のほうで年2回以上訓練をやるということで、全体的なやつも、防災拠点庁舎ができればまた動き出すと思うんですが、今の現状ではすぐにはできませんので、それぞれの場所で対応をしていくと思うんですが、そのあたりをしっかりと連携を密にさせていただきたいと思います。

それと、県民の防災に対する意識を高めさせていただくことに一生懸命頑張りたいと思います。

思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**有岡委員** 先ほど避難ビルとか避難タワーの番号の話が出ました。以前、例えば、番号を記すことによって、防災ヘリから、どの辺がどうい状況だということがわかりやすく、地形がある程度変わっても、その番号をもとに指示ができたり、県外からの応援ヘリが来ても、その番号で大体の場所を把握できるとかいう話があったと思うんですが、そういった意味で、その番号を生かしていくというふうな、そういう準備や体制はできていないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○**室屋消防保安課長** 上空のヘリコプターから見えるようにするというのと認識してお答えいたします。

ヘリサインと呼ばれるものなんですけれども、これは、上空から見て、それが何の建物かがわかるというものでございます。これについては、本県の場合はGPSで現場に行きますので、全ての避難所、避難ビル、タワーについて座標を把握しておりまして、その座標をもとに現場に行くということになっております。

○**有岡委員** そういった意味では、例えば、防災ヘリからの映像が防災本部のほうに届くとか、そういった仕組みにはなっているんでしょうか。映像の本部への伝達というんでしょうか、そういったのはあるんですか。

○**室屋消防保安課長** ヘリテレを積んでおりますので、ヘリテレの画像が県の本部のほうにて映像で確認できることになっております。

○**丸山委員** 今回の西日本の大災害でダム放流の伝達がうまくいなくて、その検証をいろいろしているということも新聞情報で出ていますが、宮崎県内にも多くのダムがあります。宮崎ではそういう事案もかなり可能性があるかと

思っているものですから、今、ダム管理者と危機管理局を中心に、検証なり会議なり、連絡会議を行ったとかはまだないのか。なければ、早急にさせていただきたいというふうに思っているのですが、その辺は何かやっというふうにしてもらいたいですか。

○高林危機管理局長 まだ、そちらのほうは行っておりません。

○丸山委員 宮崎県でも多くのダムがありますので、ぜひ、企業局、また、九電等との連携をお願いします。県が持っているいろんなダムが、ちゃんとした操作ができて、放流するのは仕方がないとは思いますが、それが伝達ができなかったということ、住民に届かなかったということ、大きな被害につながったという教訓がありますので、しっかりこれは受けとめていただいて、早急に会議なり、市町村運営で連携していただくようお願いしたいと思っております。

○河野副委員長 これでないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○河野副委員長 委員会を再開いたします。

次に、協議事項（1）県内調査についてです。

8月8日から9日に実施予定の県南調査でございます。資料1をごらんください。

前回の委員会におきまして、県内調査先について、正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程（案）を作成しました。

まず、8日ですが、宮崎地方気象台を訪問し、自然災害の動向と地方気象台における防災の取り組みについて調査いたします。

次に、油津港湾事務所を訪問し、津波災害時における油津港の役割について調査を行った後、日南市役所を訪問し、日南市における南海トラフ地震への対策について調査を行います。

翌日の9日は、宮崎海上保安部を訪問し、海上保安部における南海トラフ地震に対する取り組みについての調査を行った後、青島地域総合センター及び宮崎市立港小学校を訪問し、宮崎市における南海トラフ地震への対策について調査を行います。

調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できれば、この案で御了承させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任いただきますようお願いいたします。また、来週の26日から27日、県北調査が予定されておりますので、よろしく申し上げます。資料があると思いますが、これで動きたいと思っておりますので申し上げます。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いいたします。

次に、協議事項（2）の県外調査についてでございます。

県外調査につきましては、10月17日から19日の日程で予定しているところでございます。次回委員会では、県外調査まで時間が余りないことから、調査先について御協議させていただきたいと思いますが、調査先につきまして御意見がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 御意見や要望がないようですので、調査先については正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 それでは、正副委員長で準備を進めさせていただきます。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてでございます。

次回委員会につきましては、9月定例会中の9月25日火曜日に開催を予定しております。冒頭少し申し上げましたが、9月の委員会では、福祉保健部及び教育委員会の取り組み状況を伺いたいと考えております。

次回委員会での執行部への説明、資料請求について、何か御意見や御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

それでは、そのような形で準備させていただきます。

最後になりましたが、協議事項（4）その他でございますが、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 次回の委員会は9月25日火曜日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時49分閉会